

令和5年度「奨学のための給付金」 申請期限延長のお知らせ

👉 このお知らせは、支給対象となる可能性がある方で、10月31日現在、申請書類を提出されていない皆様へ配付しています。

「奨学のための給付金」とは

- 返済不要の給付金です。
- 授業料に充てる高等学校等就学支援金とは別の制度で、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、学用品費など）の負担を軽減するものです。

**支給を受けるためには申請が必要です。
申請を希望する方は、
11月24日（金）までに
学校事務室へ申請書を提出してください。**

*支給決定となった場合、給付金の振込は令和6年1月下旬頃となります。

**支給対象となる方や申請方法など
については、裏面をご確認ください。**

【お問い合わせ先】

新潟県就学支援金等支給事務センター（新潟県教育庁財務課内）
電話 025-280-5143

受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時から午後5時まで

支給対象となる方

◎ 基準日（令和5年7月1日）において、次のすべてに該当する世帯が対象となります。

保護者が
新潟県内に
住んでいる

生徒が
就学支援金の
受給資格者

保護者等全員の
令和5年度県民税
所得割額と市町村
民税所得割額が
0円（非課税）

【注意1】ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等の令和5年度の県民税・市町村民税所得割が非課税であることを確認できない場合
- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））が支給されている場合
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える場合
- ・生徒が基準日（令和5年7月1日）時点において休学している場合

【注意2】住民税均等割を納税している方でも県民税・市町村民税所得割が0円の場合は対象となります。

◎ 世帯に複数の高校生がいる場合は、それぞれが申請できます。

申請の方法

申請用紙に必要事項を記入・貼付のうえ、提出用封筒に入れて、
在学する学校の事務室へ提出してください。

※申請用紙が無い場合は在学する学校から取り寄せてください。

支給額

※（ ）の額は1年生で前倒し給付を受けた場合の支給額

◎ 生徒一人あたりの支給額（年額）

区 分		全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円 (24,300円)	
県民税・市町村民税所得割 が非課税である世帯	第1子	117,100円 (88,100円)	50,500円 (38,500円)
	第2子以降	143,700円 (114,700円)	

※第2子以降の支給額は、高校生以外に保護者（申請者）に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に支給されます。

※支給回数は、生徒一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制の高等学校は通算4回）を上限とします。